

さっぽろ雪まつり福祉開放

期日2月6日(日)。

会場雪まつり真駒内会場(自衛隊真駒内駐屯地内)。

対象付き添いの同行が可能なお年寄り、幼児、身体の不自由な方。

申込はがきを上欄必要事項と付き添い人の氏名、電話番号、自動車の使用の有無を記入し、1月18日(火)(必着)までに送付。※団体での参加を希望する場合はお問い合わせを。

申込先・詳細 さっぽろ雪まつり実行委員会(市役所/14階観光企画課内) ☎(211)2376



税金

△所得税の還付申告は1月から税務署で受け付けます▽
税務署では、還付申告を1月4日(火)から受け付けます。「確定申告の手引き」などを

1月31日(月)は、市・道民税(第4期分)の納期限です。

固定資産税(第4期分:1月4日納期限)の納付はお済みですか。市税は快適な暮らしを支える大切な財源です。

参考に申告書を作成し、お早めに提出してください。

申告書は国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> の「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成できます。作成した申告書は送付により提出できます。

税務署にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、計算器具、筆記具のほか、源泉徴収票などの必要書類を持参してください。

サラリーマン、年金を受給している方の還付申告の受け付けは、税務署のほか、次の会場でも行います。
日時2月1日(火)〜28日(月)の午

前9時30分〜午後4時(土・日曜、祝日を除く)。

会場市民会館2階会議室(中央区北1西1)。

※各区特設会場については、北・東・西・手稲区は今月号、そのほかの区は2月号の区民のページをご覧ください。

△消費税の免税点が引き下げられました。▽

平成15年度分の課税売上高が1千万円を超えている個人事業者の方は、平成17年分の消費税課税事業者となります。

該当する方は「消費税課税事業者届出書」の提出と記帳および書類の保存が必要となります。

詳細 各税務署

△給与支払報告書の提出を▽

1月1日現在、従業員が居住している市町村ごとに区分し、総括表を添えて該当する市町村へ直接提出してください。従業員の居住している住所と住民登録上の住所が異なる場合は、住所について個別の判定が必要になりますので、区役所までご連絡ください。提出期限1月31日(月)。
[詳細] 区役所(14階)の課税課



保険・年金

国民健康保険料・介護保険料は税金の所得控除の対象に

昨年中(1〜12月)に納められた保険料は、税の申告の際、社会保険料控除の対象となります。口座振替で納付された方には「年間納付済額のお知らせ」(国民健康保険と介護保険別々のもの)を1月末日に送付しますので、ご利用ください。ただし、介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)分はこのお知らせには含まれていませんので、年金保険者から送付される「源泉徴収票」をご利用ください。

納付済み保険料領収証書の紛失などで代わりのものが必要な方には、「納付確認書」を発行しますので、区役所保険年金課へお越しください。12月末日までに納付した分については、1月13日(木)以降に発行が可能となります(納付した金融機関によっては多少遅れる場合もあります)。
[詳細] 区役所(14階)の保険年金課

国民年金

△20歳になったら国民年金▽
日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金、共済組合に加入していない方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。20歳になったら、大学生・専門学校生の方も忘れずお住まいの区の区役所年金係で加入の手続きをしてください。
[詳細] 区役所(14階)の保険年金課年金係

広告欄

福祉・健康

税金

保険・年金